



平成 25 年 5 月 13 日

会 社 名	株式会社キトー	
代 表 者 名	代表取締役社長	鬼頭 芳雄
コード番号	6409 (東証 第一部)	
問 合 せ 先	取締役 執行役員 経営管理本部長	遅澤 茂樹
	TEL : 03-5908-0161	

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 189 条第 2 項及び会社法施行規則 35 条並びに会社法第 194 条の規定に基づき、下記「定款一部変更の件」につきまして、平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 2 月 26 日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 31 日を基準日、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたしました。

これに合わせ、当社は平成 25 年 2 月 26 日開催の取締役会において、定款を平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として変更し、定款第 6 条(発行可能株式総数)を新設し、発行可能株式総数を 47 万株から 4,700 万株に変更する決議をしております。

これに伴い、当社は単元未満株主の権利を定めることと、株式売買の利便性を高め単元未満株式の買増請求に対応できるようにするため、会社法第 189 条第 2 項及び会社法施行規則 35 条並びに会社法第 194 条の規定に基づき、変更案第 8 条(単元未満株式についての権利)及び変更案第 9 条(単元未満株式の買増し)を、定款に更に新設するものであります。

その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後の内容
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
(新設)	<u>(单元未満株式についての権利)</u> <u>第8条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	<u>(单元未満株式の買増し)</u> <u>第9条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</u>
第8条～第41条 (条文省略)	第10条～第43条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更の為の定時株主総会開催日 平成25年6月20日

定款変更の効力発生日 平成25年6月20日

以上

株式会社キトーの概要

社 名：株式会社キトー / KITO CORPORATION

所 在：東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階

創 業：1932年11月

事業内容：ホイスト（巻上機）及びクレーン等の製造・販売

代表者名：鬼頭 芳雄

本件に関するお問い合わせ先

株式会社キトー経営企画グループ：熊倉、ニユン（電話：03-5908-0161）